

青根地域の公共施設を有効活用した事業提案募集及び トライアル・サウンディング実施要領

1 目的

相模原市（以下、「市」という。）の青根地域は、自然豊かな中山間地域に位置している中で、少子高齢化・人口減少といった課題があり、廃校となった旧青根中学校等の利用について有効活用方を模索するなど中山間地域の振興について検討しています。

そこで、青根地域の公共施設のうち、旧青根中学校、旧青根小学校跡地、旧青根児童保育園、緑の休暇村センター、いやしの湯、津久井合唱館（以下「提案対象施設」という。）を生かした地域の振興に資する事業など、地域貢献や財政的な貢献につながる持続可能な取組を検討するに当たり、民間事業者等が持つ優れたアイデアやノウハウを生かした公民連携による提案対象施設の効果的な活用に向けた事業提案を募集するとともに、旧青根中学校についてのトライアル・サウンディング（※）を実施するものです。

市ではこれまでも青根地域の方と活性化策の検討を進めておりますが、今回の取組結果についても青根地域の方と議論をしながら、提案対象施設をより有効的に活用するための方策を検討してまいります。また、旧青根中学校等の遊休公共施設については事業提案の実現性や継続性などを考慮したうえで、令和5年度以降に予定している施設の利活用の公募等における条件の検討に生かしてまいります。

※トライアル・サウンディングとは、市が一定期間を設けて施設の利用を希望する民間事業者等を募集し、期間内で事業者等がトライアルとして実際に事業を実施しながら、対話を通じた市場調査を行うものです。

2 事業提案募集及びトライアル・サウンディングの実施に当たって

旧青根中学校については、令和4年1月から同年3月にかけてトライアル・サウンディングを実施したところですが、今回のトライアル・サウンディングでは事業の実施主体となりうる事業提案者から実現性が高く、かつ長期間にわたって持続可能な事業提案（通年利用・施設全体の活用・複数事業者の組み合わせによる事業など）を求めため再度実施するものです。

なお、旧青根中学校以外の提案対象施設に関しては、トライアルとして実際に事業を行うことはできませんが、事業提案をいただき対話を進めることで、有効活用策の検討に生かしてまいります。

3 対象施設

事業提案に当たっては、下記（１）から（６）の対象施設の中から、単独施設による事業や、複数施設を組み合わせた事業など、自由にご提案いただくことが可能です。また、普通財産についての事業提案に当たっては、売却又は貸付の手法は問いません。

（１）旧青根中学校

所在地	相模原市緑区青根 1 9 2 6 番地	
財産区分	普通財産	
敷地面積	1 1, 2 9 0 m ²	
施設	校舎	鉄筋コンクリート造（RC造）3階建 校舎：2, 1 8 5 m ² 青根地域センター：3 3 2 m ² 昭和6 0 年8月築
	体育館	鉄筋コンクリート造（RC造）一部鉄骨造 1, 2 2 5 m ² （武道場含む）
	その他	グラウンド、屋外プール、倉庫、体育倉庫、灯油庫、渡り廊下、備蓄倉庫
ライフライン等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気（高圧） ・簡易水道 ・プロパンガス ※現在はプロパンガスのボンベは外してあります。 ※水道は長期間使用していないためトリアル・サウンディング実施時の飲用はできません。 	
都市計画等による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外 ・その他制限：建築基準条例による建築形態制限 	
活用に係る条件	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における一時避難場所、広域避難場所、風水害時避難場所、避難所として指定されていますので、有事の際は市の指示に従っていただきます。 ・校庭の一部分が土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されています。 ・校庭は地震等の災害が発生した時のヘリコプター臨時離発着場として指定されています。 ・校舎の東側の一部、1階～3階にある青根地域センターについては、トリアル・サウンディングでの利用はできません。 ・地域行事の開催や体育館の地域住民の利用と重なる場合は、トリアル・サウンディングでの利用はできません。 	
現況など	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内に天体望遠鏡（1 5 cm屈折望遠鏡）があります。 ・校舎、体育館、グラウンドには、地域の文化祭、体育祭等のイベント開催時に使用する物品が格納されています。 	
閉鎖（閉校）年月日	令和2年3月末	

(2) 旧青根小学校跡地

所在地	相模原市緑区青根 1 3 3 1 番地	
財産区分	普通財産（一部民有地あり）	
敷地面積	5, 2 3 3 m ²	
施設	校舎	平成 2 8 年 4 月 3 日焼失（昭和 1 8 年築 木造校舎）
	体育館	鉄骨造（S造）2 6 4 m ²
	その他	グラウンド、給食準備室（1 0 m ² ）
ライフライン等	・電気 ※水道及びガスはありません	
都市計画等 による制限	・都市計画区域外 ・その他制限：建築基準条例による建築形態制限	
活用に係る条件	・校庭付近が災害時における一時避難場所として指定されています。 ・体育館、校庭の一部が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）、校庭の全部が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。	
現況など	・トイレなし（直近の観光トイレまで約 1 2 0 m） ・無料駐車場と隣接	
閉鎖（閉校） 年月日	令和 2 年 3 月末	

(3) 旧青根児童保育園

所在地	相模原市緑区青根 1 2 8 7 番地	
財産区分	普通財産	
敷地面積	1, 6 7 7 m ²	
施設	園舎	鉄筋コンクリート造（RC造）1階建 2 2 3 m ² 昭和 5 3 年 4 月開園
	その他	園庭
ライフライン等	・電気（低圧） ・簡易水道 ・プロパンガス	
都市計画等 による制限	・都市計画区域外 ・その他制限：建築基準条例による建築形態制限	
活用に係る条件	・園舎前が災害時における一時避難場所として指定されています。 ・土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。	
現況など	旧津久井消防署青根出張所跡地（786 m ² ）と隣接	
閉鎖（閉園） 年月日	令和 2 年 3 月末	

(4) 緑の休暇村センター

所在地	相模原市緑区青根 8 0 7 番地 2
財産区分	行政財産（指定管理者制度による運営管理）

設置目的	相模原市立緑の休暇村センター条例（平成17年条例第120号） 青根地域の豊かな自然環境の中で、市民の健全な休養と研修の場所を提供し、もって市民福祉の向上と地域社会の発展に寄与するため
利用者数	平成30年度 4,322人（食堂やテニスなどの利用も含む） （うち、宿泊者は2,045人） ※新型コロナウイルス感染症や東日本台風の影響のない年度の利用人数
敷地面積	10,567㎡
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年6月開所 ・センター棟：鉄骨造（S造）2階建、延床面積 640.75㎡ 客室数6室（21畳、15畳、10畳2室、7.5畳、6畳）浴室、トイレほか ・コテージ3棟 木造平屋建、各25.5㎡（8人用／シャワー、トイレ、冷蔵庫、寝具付）、屋外炊事場 ・テニスコート2面（ハードコート）
都市計画等による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外 ・その他制限：建築基準条例による建築形態制限
活用に係る条件	土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。
対話に係る特記事項	8ページ5（3）イ「市との対話でお聞かせいただきたい内容の例」のほか、近年のワーケーションや移住に向けた「おためし滞在」需要への対応、周辺施設との更なる連携を図ること等の観点から、より広く活用される施設のあり方についての意見・提案がありましたらお聞かせください。

（5）いやしの湯

所在地	相模原市緑区青根844番地
財産区分	行政財産（指定管理者制度による運営管理）
設置目的	相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯条例（平成17年条例第121号） 温泉資源の活用による市民の福祉の向上及び健康の増進を図り、市民のふれあいと交流を促進し、もって地域の活性化に寄与するため
利用者数	平成30年度 入浴者数101,385人 （うち、食堂利用者数77,048人） ※新型コロナウイルス感染症や東日本台風の影響のない年度の利用人数
敷地面積	3,707㎡
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年5月開所 ・鉄筋コンクリート造（RC造）1階建、延床面積：999.88㎡ ・浴室内：男女各屋内2浴槽、露天風呂、サウナ ・施設内：食堂、売店、個室休憩室10畳2室ほか
都市計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外

による制限	・その他制限：建築基準条例による建築形態制限
活用に係る条件	土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。
その他	令和6年度中に施設の中規模改修と木質バイオマスボイラーの設置を予定しています。

（6）津久井合唱館

所在地	相模原市緑区青根851番地
財産区分	行政財産（指定管理者制度による運営管理）
設置目的	相模原市立津久井合唱館条例（平成17年条例第159号） 市民が行う合唱、楽器演奏等の音楽活動及び交流活動の場を提供することにより、合唱の里づくりの推進及び音楽文化の振興並びに市民の相互交流の促進に寄与するため
利用者数	平成30年度 1,109人 ※午前・午後・夜間の3区分での貸出による利用件数158件 ※新型コロナウイルス感染症や東日本台風の影響のない年度の利用人数
敷地面積	212㎡
施設	・平成6年7月開所 ・鉄骨造（S造）1階建 面積105.24㎡ ・ピアノ（セミコンサート）、音響設備、机・椅子
都市計画等による制限	・都市計画区域外 ・その他制限：建築基準条例による建築形態制限
活用に係る条件	土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。

4 参加条件

事業提案やトライアル・サウンディングの実施を希望する事業者（以下、「事業提案者」という。）は、提案を確実に実行する意思と能力（資格）を有する企業やNPO法人等の法人、団体等とし、次のいずれにも該当しないこととします。なお、グループ（複数の事業者等の共同体をいう。）で応募する場合、代表となる事業者を除く構成員も同様とします。

（1）事業提案及びトライアル・サウンディングの参加条件

ア 参加する法人等（法人又は団体をいう。）が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められる者

ウ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められる者

エ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

(2) トライアル・サウンディングに参加する場合の条件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 次の申立てがなされている者
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- ウ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に定める指名停止の期間が含まれている者
- エ 租税を滞納している者

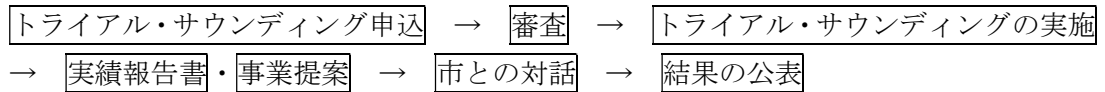
5 スケジュール・申請等の流れ

(1) スケジュール

内 容	実 施 時 期
現地見学会 （要予約） ※詳細はP8(4)ア参照	令和5年1月13日（金）、1月18日（水）、2月6日（月） 各日とも午後2時から午後4時30分ごろまで ※上記日程での対応が難しい場合はご相談ください。
事前相談 （要予約） ※詳細はP9(4)イ参照	令和5年1月20日（金）、1月25日（水）、2月13日（月） 各日とも午前10時から午後4時までの間に、1団体当たり1時間を上限に実施します。 ※上記日程での対応が難しい場合はご相談ください。
トライアル・ サウンディング申込期間	令和5年1月13日（金）～令和5年2月28日（火）
トライアル・ サウンディング実施期間	令和5年1月19日（木）～令和5年3月22日（水）
事業提案の提出期間	令和5年1月13日（金）～令和5年3月29日（水）
結果の公表等	今回の結果については、4月を目途にトライアル・サウンディングを実施した事業などについて市ホームページで公表します。今後、いただいた事業提案をもとに地域との対話を行い、公募等の条件の策定を検討していきます。

(2) 事業提案及びトライアル・サウンディングの流れと提出書類について

ア 旧青根中学校のトライアル・サウンディングの実施を伴う事業提案の場合



(ア) トライアル・サウンディングの申込期間

旧青根中学校のトライアル・サウンディングの実施を希望する場合は、令和5年2月28日(火)の午後5時までに【様式3】トライアル・サウンディング申込書と【様式6】法人等概要書(複数事業者での応募の際は、事業者ごとに作成)を提出してください。

(イ) 審査

「7 旧青根中学校のトライアル・サウンディングの実施に関する条件」を基に市が審査したうえで、トライアル・サウンディング承認書を発行します。※必要に応じて内容をお伺いします。

(ウ) トライアル・サウンディングの実施

事業提案者は、市の承認内容に応じたトライアル・サウンディングを実施してください。

(エ) 実績報告

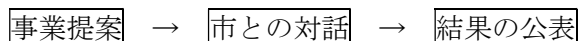
事業提案者は、トライアル・サウンディング終了後、速やかに事業実績などを記載した【様式4】トライアル・サウンディング実施結果報告書を提出してください。

(オ) 事業提案の提出

事業提案者は、令和5年3月29日(水)の午後5時までに【様式5】事業提案書(複数事業者での応募の際は、各事業者の構成が分かる資料を添付)を提出してください。

なお、集客を伴う事業を実施する場合は、できる限り来場者の意向を把握し、事業提案に反映させてください。

イ 事業提案のみで市と対話する場合



事業提案者は、令和5年3月29日(水)の午後5時までに次の書類を提出してください。

- a 【様式5】事業提案書 ※複数事業者での応募の際は、各事業者の構成が分かる資料を添付
- b 【様式6】法人等概要書 ※複数事業者での応募の際は、事業者ごとに作成

(3) 市との対話

ア 市が本調査において求める視点

(ア) 施設の有効活用の視点

- a 施設全体を活用した提案
- b 複数事業者によって施設全体を活用する提案
- c 提案対象施設の複数の施設を組み合わせる提案

(イ) 継続性・実現性の視点

- a 長期にわたって施設の活用が可能である提案
- b 実現性の確度が高い提案

イ 市との対話でお聞かせいただきたい内容の例

主に次の項目について、実現可能なご意見、ご提案をお願いします。

項目	内容
提案対象施設の有効活用について	・集客力や収益性といった観点を踏まえ、施設等を有効活用した事業についてお聞かせください。
希望する運営手法等について	・事業実施に伴い希望される施設の運営手法等についてお聞かせください。 ・複数事業者で参加する場合は、どのような構成員の構築が想定されるかお聞かせください。
地域貢献の提案について	・地元雇用など、地域への波及効果について、お聞かせください。 ・運営事業者として、地域団体等とどのような形で連携が考えられるかお聞かせください。
その他	・事業提案を実現するに当たり、条件や要望がある場合はお聞かせください。

ウ 対話に関する留意事項

- (ア) 対話への参加実績は、今後の事業者公募等を行う場合の評価の対象となりません。
- (イ) 対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。
- (ウ) 対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。
- (エ) 一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

エ その他

対話実施後又は実績報告書提出時に、追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 現地見学会・事前相談

※現地見学会及び事前相談の出席は対話参加の必須条件ではありません。

ア 現地見学会

提出書類作成のために現地見学会の参加を希望する場合は、「【様式2】現地見学会申込書」を「10申し込み・連絡先」に記載のメールアドレスに申込締切日の午後5時までに提出してください。

なお、Eメールで送付する場合の件名は「【現地見学会】団体名」としてください。

現地見学会の 開催概要 ※()内の日付は申 込締切日です。	日 程：令和5年1月13日(金)(1月11日(水)) 令和5年1月18日(水)(1月16日(月)) 令和5年2月6日(月)(2月2日(木)) 集合場所：旧青根中学校 開始時間：午後2時 (開始の5分前までにはお越しください。) 終了時間：午後4時30分を予定
--	---

※上記の日程での対応が難しい場合はご相談ください。

イ 事前相談

事業提案者の提出書類作成のために事前相談を受け付けます。事前相談を希望する事業提案者は「【様式1】事前相談・質問票」に記入の上、「10申し込み・連絡先」に記載のメールアドレスに申込締切日の午後5時までに提出してください。

なお、Eメールで送付する場合の件名は「【事前相談】団体名」としてください。

事前相談の 開催概要 ※()内の日付は申 込締切日です。	日 程：令和5年1月20日(金)(1月18日(水)) 令和5年1月25日(水)(1月23日(月)) 令和5年2月13日(月)(2月9日(木)) 時 間：各日とも午前10時から午後4時までの間に、1団体 当たり1時間を上限に実施します。 集合場所：緑区合同庁舎(緑区西橋本5-3-21) 5階緑区役所地域振興課の窓口までお越しください。
---------------------------------------	---

※上記の日程での対応が難しい場合はご相談ください。

(5) その他(新型コロナウイルス感染症対策等)

新型コロナウイルス感染症対策のため、現地見学会・事前相談・市との対話の場においては、マスクの着用をお願いするとともに、参加人数を1団体につき3名までとさせていただきます。また、オンラインによる対話を希望する場合には申込時にお伝えください。

6 事業提案及びトライアル・サウンディング共通の条件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

ア 提案対象施設に関するものであること。

- イ 実現の可能性が高い内容とし、原則として市の財政負担を求めるものではないこと。
- ウ 提案対象施設の立地や特性などを生かした長期間にわたって持続可能な取組であること。
- エ 地域との連携や雇用の確保、地域に還元できる事柄など、地域との連携・協働を意識した地域活性化や経済の貢献につながる取組であること。
- オ 関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、要綱、各種基準等を遵守した事業であること。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ア 政治的または宗教的活動。
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等。
- ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- エ 相模原市景観計画に基づき、地域の特性から外れた施設や設備等を設置する行為。
- オ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動。
- カ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動。

(3) 事業提案等に係る経費の取り扱い

事業提案の作成、市との対話等に係る人件費、旅費、その他物件費等のすべての経費は、事業提案者が負担するものとします。

(4) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類の著作権は事業提案者に帰属しますが、提出書類は返却しないものとします。
- イ 事業提案者の提出書類について、市は本事業以外では無断で使用しません。
- ウ 相模原市情報公開条例第 6 条に基づく開示請求があった場合、市は事業提案者の提出書類のうち、同条例第 7 条に規定される非公開情報を除いた部分を開示することがあります。

7 旧青根中学校のトライアル・サウンディングの実施に関する条件

(1) 事業内容について

- ア 関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、要綱、各種基準等を遵守した事業であること。
- イ 事業内容に求める条件については「6 事業提案及びトライアル・サウンディング共通の条件」を参照すること。

(2) 旧青根中学校のトライアル・サウンディングの事業実施期間

事業提案者が申し込んだ事業内容や他の事業提案者の申込状況に応じて市が承認した期間とします。

(3) トライアル・サウンディングの重複実施について

他の事業提案者と利用期間が重複し、かつ、利用エリアが重複しない場合、2者以上が同時に利用する場合があります。(他の事業提案者の妨げになる場合を除く。)

(4) トライアル・サウンディングの実施に係る経費の取り扱いについて

- ア 施設利用に係る光熱水費を除きトライアル・サウンディングの事業実施に係る一切の経費は、事業提案者が負担するものとします。
- イ 施設の利用料は徴収しません。

(5) 事業の実施について

- ア 旧青根中学校は現状のまま利用し、改装・改修等をしないこと。
- イ 事業実施にあたっては、トライアル・サウンディングを実施する事業者の責任において、関係法令及び法令適合等を確認すること。
- ウ 事業実施に当たり市が必要と認める場合には、地域住民等への事前説明を行うなど、誠実な対応により地域住民等と円滑な関係を築くこと。
- エ 周辺環境に与える影響(騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等)に十分配慮すること。
- オ 地元事業者等との連携・協調に努めること。
- カ 利用後は清掃を行うとともに、発生したごみ等は持ち帰って処分すること。
- キ 電気は必要最低限の使用に留めること。また、水道は長期間使用していないことから飲用はできないことに留意すること。
- ク 水道、電気、ガス等の使用については、事業実施前に設備・配管等の設置状況について市に確認をとること。
- ケ 事業を実施する事業者の責任において十分な安全対策をとり、事故等が発生しないよう最大限配慮すること。また、次の点については特に注意すること。
 - (ア) テント等、強風に煽られる可能性があるものを設置する場合は、固定や重り等の強風対策を施すこと。
 - (イ) 火気、発電機、プロパンガス等の火気の危険性がある物品を持ち込みで使用する場合は必ず消火器を用意し安全に努めること。
 - (ウ) ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用と手指消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。
- コ 次のいずれかに該当する場合、利用承認を取り消すことがある
 - (ア) 事業提案書の内容に反する行為が行われたとき。
 - (イ) 安全対策が十分でないとき。
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症が拡大する恐れがあるとき。

サ その他定めのない事項について、疑義等が生じた際は市と協議すること。

(6) その他

次に掲げる事項については、事業提案者が責任を持って対処するものとします。

ア 事業提案者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。

イ 事業提案者による事業に起因する周辺住民への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。

ウ 事業提案者の責めに帰すべき事由によって施設等への損害を与えた場合の損害賠償に関するもの。

エ 事業提案者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。

オ 事業提案者による事業に起因する地域からの苦情等のトラブルに関するもの。

カ トライアル・サウンディング実施中における、地震、火災、風水害、その他の相模原市の責に帰すことができない事由によって事業者が被った被害に関するもの。

8 実施結果の公表について

実施結果については、概要をホームページで公表するとともに、報道機関に情報提供を行います。公表にあたっては、事業提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を事業提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

9 青根地域周辺の状況

(1) アクセス（周辺図）

ア バスの場合

- ・ JR・京王「橋本駅」、北口1番乗り場から神奈中バス「三ヶ木」行き、終点「三ヶ木」で乗り換え、3番乗り場から「東野」行き終点「東野」下車

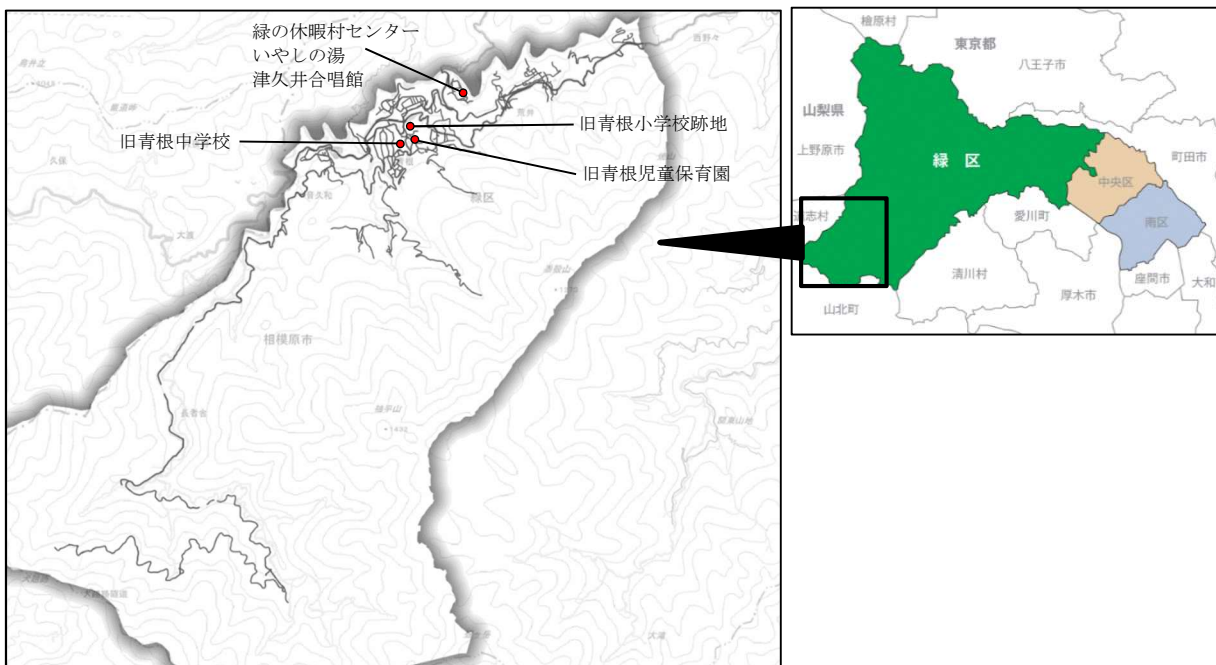
- ・ JR「藤野駅」、神奈中バス「やまなみ温泉」、「奥牧野」行きで「やまなみ温泉」下車、事前予約制の乗合タクシー（菅井地区乗合タクシー（予約先：YM交通㈱ 電話 042-780-0777）

にて「東野」下車

イ 車の場合

- ・ 中央自動車道、相模湖ICから国道20号「日連入口」交差点を左折して約16キロ
- ・ 相模原市橋本より国道413号で約25キロ
- ・ 圏央道相模原ICから国道412号経由、「青山」交差点を左折し、国道413号で山中湖方面へ約20キロ

時	三ヶ木→東野			東野→三ヶ木		
	平日	土曜	休日	平日	土曜	休日
5				40		
6				55		
7	40	00	00		55	55
8						
9				05		
10	00			45		
11						
12	10					
13				00		
14	55					
15		30	30			
16	50			05	20	20
17						
18	25			35		



(2) 青根地域の情報

青根地域は山梨県との県境に位置し、道志川や奥相模湖、蛭ヶ岳や大室山といった豊かな自然環境に囲まれた地域です。また、地域内には自然環境を生かしたキャンプ場や温泉施設

等があり、国道413号（通称道志みち）には観光客やバイカーのほか、東京オリンピック自転車ロードレース競技のコースとなったことからサイクリストも多く訪れています。

青根地域の人口	人口：465人（男性：223人、女性：242人） 世帯数：190世帯 （令和4年11月1日時点 推計人口）
青根地域の面積	約39km ²
周辺施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営キャンプ場 ・ 道志川、神之川、奥相模湖（道志ダム）、エビラ沢の滝 ・ 青根防空監視哨 ・ 青根諏訪神社、長昌寺 ・ 特別養護老人ホーム 青根苑
祭事・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北丹沢12時間山岳耐久レース（7月） ・ 青根諏訪神社祭礼（8月） ・ 道志川合唱祭（9月） ・ 青根コスモス園（10月）
その他・地域団体	地域の振興を促進し、地域住民の生活の安定向上と福利増進をはかることを目的とした「青根地域振興協議会」などの様々な地域団体が事業を展開しています。

10 申し込み・連絡先

連絡先：相模原市緑区役所地域振興課【担当：須藤・石井・道祖】
所在地：相模原市緑区西橋本5-3-21
電話番号：042-775-8801
FAX：042-700-7002
E-mail：g-chiikishinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp